

7土(技)第214号
令和7年7月25日

関係建設業団体の長様

愛媛県土木部土木管理局
土木管理課技術企画室長

猛暑日を考慮した工期延長に関する試行要領について(通知)

本年6月に労働安全衛生規則が改正され、事業者が熱中症のおそれのある作業を行うときは、当該作業からの離脱等熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置を定めることなどが義務づけられるなど、現場における熱中症対策が強化されています。

また、土木請負工事における工期については、作業日数や猛暑日等による不稼働日を考慮した適正な工期設定をしているところですが、近年の気候変動により当初見込んでいる猛暑日が実際の工事期間中の猛暑日と著しく乖離することも想定されることから、別添のとおり「猛暑日を考慮した工期延長に関する試行要領」を定めましたので通知します。

適用は令和7年8月1日以降積算するものとし、契約済の工事についても適用できることとしておりますので申し添えます。

問合せ先
土木管理課技術企画室技術管理係
上田、武井、越智
089-912-2648(係直通)